

京都市告示第421号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年11月24日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
押小路通	中京区二条殿町548番地の2地先から	旧	メートル 61.00	メートル 6.75 ~ 7.15
	同区金吹町456番地の2地先まで	新	61.00	6.74 ~ 9.73
六原経6号線	東山区竹村町145番地地先から	旧	111.90	2.75 ~ 3.95
	同区五条橋東五丁目486番地の7地先まで	新	111.90	3.59 ~ 6.75
六原経10号線	東山区門脇町177番地の2地先から	旧	54.40	3.55 ~ 6.75
	同区三盛町160番地の2地先まで	新	54.40	9.61 ~ 12.90
六原緯3号線	東山区三盛町162番地の2地先内	旧	10.70	3.40
		新	10.70	12.35 ~ 12.65
六原緯6号線	東山区門脇町178番地の1地先から	旧	5.00	8.50
	同町179番地の1地先まで	新	11.30	11.76
山科音羽緯29号線	山科区音羽乙出町13番地の1地先から	旧	14.40	5.10
	同区音羽西林33番地の2地先まで	新	14.40	4.23 ~ 5.12

山科音羽緯30号線	山科区音羽西林33番地の2地先内	旧	16.00	4.00 ~ 4.50
		新	16.00	6.00
南第四経6号線	南区東九条明田町28番地の1地先内	旧	7.70	2.65
		新	7.70	3.27 ~ 3.34
檜原緯7号線	西京区檜原盆山20番地の9地先内	旧	11.60	4.40
		新	11.60	5.10 ~ 6.02
津知橋通	伏見区桃山最上町23番地の5地先から	旧	15.00	5.40
	同町23番地の7地先まで	新	15.00	6.04 ~ 6.05
久我11号線	伏見区久我森の宮町10番地の346地先から	旧	35.30	3.90 ~ 4.15
	同町7番地の16地先まで	新	35.30	6.02 ~ 6.20
久我37号線	伏見区久我森の宮町10番地の170地先から	旧	47.10	4.01 ~ 4.05
	同町10番地の331地先まで	新	47.10	6.00 ~ 6.20
中島緯31号線	伏見区中島堀端町102番地の1地先内	旧	3.90	5.45
		新	3.90	6.00 ~ 9.30
桃山経52号線	伏見区桃山町本多上野9番地1地先から	旧	32.40	5.70
	同町9番地の20地先まで	新	32.40	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)